

【桶川市にお住まいの方へ】

対象者：桶川市に住民票があり、産後 4 か月以内のお母さんと赤ちゃん

利用タイプ	①宿泊型			②デイサービス型		
利用回数	出産 1 回につき、宿泊型・デイサービス型・訪問型と合わせて 7 日以内 ※宿泊型は 1 泊 2 日の場合 2 日、訪問型は 1 回利用で 1 日とする。					
利用時間	午前 10 時から翌日午後 4 時まで			午前 10 時から午後 4 時まで		
利用料金	区分	5 日目まで	6・7 日目	区分	5 日目まで	6・7 日目
	市民税 課税世帯	2,500 円 (うち 2,500 円は食事代)	5,000 円 (うち 2,500 円は食事代)	市民税 課税世帯	1,100 円 (うち 1,100 円は食事代)	3,600 円 (うち 1,100 円は食事代)
	市民税非課 税世帯・生 活保護世帯	0 円	0 円	市民税非課 税世帯・生 活保護世帯	0 円	0 円
	※市民税非課税世帯と生活保護世帯は利用料の減免措置あり。 ※双子や三つ子の場合、6・7 日目は加算			※市民税非課税世帯と生活保護世帯は利用料の減免措置あり。 ※双子や三つ子の場合、6・7 日目は加算		
食事代	別途自己負担なし					
利用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳や沐浴、スキンケアなどの育児方法のアドバイス ・乳房のケア(乳房マッサージを含む) ・お子さんの発育や発達の確認 ・お母さんの疲労回復のための休息(宿泊型・デイサービス型) 					
申込方法	利用を希望される場合は、桶川市健康増進課へご相談ください。市の担当者が面接をし、利用決定について審査を行います。					
市の連絡先	桶川市役所健康増進課(保健センター内) 住所：桶川市鴨川一丁目 4 番 1 号 電話番号：048-786-1855 ホームページ： https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/kenkozoushin/ninshin/shien/12731.html					
利用料支払い	利用開始日、受付にてお支払いください。					
備考	利用日の前々日の午後 5 時以降のキャンセルは、キャンセル料が発生します。					